

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（ 農林水産省 林野庁 企画課 ）

<p>制 度 名</p>	<p>森林吸収源対策等推進のための税制度</p>			
<p>税 目</p>	<p>地球温暖化対策税（環境税）</p>			
<p>要 望 の 内 容</p>	<p>① 地球温暖化対策を推進するため、既存の税制との関係等に考慮を払いながら、納税者の理解と協力を得つつ、地球温暖化対策税（環境税）についての総合的な検討等を進めた上、必要な税制上の措置を講ずること。</p> <p>② その税収の使途に森林吸収源対策及び木材利用拡大対策を明確に位置付けること。</p> <table border="1" data-bbox="1015 622 1489 719"> <tr> <td data-bbox="1015 622 1222 719"> <p>減収見込額 （平年度）</p> </td> <td data-bbox="1222 622 1489 719"> <p>－ 百万円 （－）</p> </td> </tr> </table>		<p>減収見込額 （平年度）</p>	<p>－ 百万円 （－）</p>
<p>減収見込額 （平年度）</p>	<p>－ 百万円 （－）</p>			
<p>新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由</p>	<p>(1) 政策目的 京都議定書の発効に伴い策定された京都議定書目標達成計画に基づき、温室効果ガス吸収源対策として、健全な森林の整備、保安林等の適切な管理・保全、木材利用等の森林吸収源対策について政府一体となって推進する。 また、本年 12 月の気候変動枠組条約締約国会議（COP15）で合意を目指している京都議定書次期枠組に向けて、地球温暖化対策に関わる取組を推進するとともに、温室効果ガス排出量を 2020 年までに 25%削減（1990 年比）することを目指し、間伐等の森林整備や木質バイオマスの利用拡大などの森林吸収源対策及び二酸化炭素の排出が少なく、化石燃料に代替できる木材の利用拡大対策を進める。</p> <p>(2) 施策の必要性 京都議定書目標達成計画においては、京都議定書に定められた温室効果ガスの 6%削減約束のうち約 2/3 に相当する 1,300 万炭素トンを森林の吸収量により確保することが目標とされているが、森林整備が平成 18 年度までの水準で推移した場合、森林による吸収目標の達成は困難であると見込まれる。このため、平成 19 年度以降 6 年間、毎年 20 万 ha の追加的な森林整備を着実に実施することで、森林吸収源対策の取組を加速させ、目標とされている森林吸収量 1,300 万炭素トンを確保する必要がある。 さらに、2020 年までに温室効果ガス排出量を 25%削減（1990 年比）するとの目標に即し、今後はこれまで以上に低炭素社会づくりに向けた森林吸収源対策及び木材利用拡大対策の取組を推進する必要がある。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性 京都議定書に基づく削減約束を達成し、また低炭素社会づくりを推進するために、森林吸収源対策は特に重要な対策と位置付けられている。そこで、安定的な財源を確保することができれば、京都議定書の削減約束達成に必要な森林吸収源対策を着実に実行することができるとともに、二酸化炭素の排出が少なく、化石燃料に代替できる木材の利用拡大対策により、温室効果ガス排出量 25%削減に向けて地球温暖化対策を推進することができる。 平成 21 年度については、森林吸収源対策の着実な実施のため、20 年度に引き続き、補正予算と合わせて、20 万 ha を超える追加整備に相当する予算が計上された。平成 22 年度以降においても、森林吸収目標達成のため、さらには低炭素社会づくりに向け、森林吸収源対策及び木材利用拡大対策を着実に進めていくことが重要であり、今後とも、国民の理解を得つつ、幅広く安定的な財源を確保していく必要がある。 このため、地球温暖化対策税（環境税）についての総合的な検討等を進めた上、必要な税制上の措置を講ずるとともに、その税収の使途として森林吸収源対策及び木材利用拡大対策を位置付けることが妥当である。</p>			

今回の要望に関連する事項	政策評価体系における位置付け	VI-⑪森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮【平成20年度】 VI-⑪森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮【平成21年度】
	政策の達成目標	森林の整備・保全等による吸収量1,300万炭素トンの確保 (京都議定書第一約束期間【平成24年度までの期間】)
	租税特別措置の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	一般財源による措置
	予算上の措置等の要求内容及び金額	平成22年度林野庁予算要求において、京都議定書の目標達成に向けて、森林吸収源対策を着実かつ総合的に進めるための予算を要求。 〔(参考)平成22年度予算概算要求額(調整中) 林野一般公共事業予算 2,210億円(対前年比84.7%) うち森林整備事業 1,370億円(対前年比84.7%)〕
上記の予算上の措置等と要望項目との関係	平成18年度水準で森林の整備・保全等が推移した場合、森林による吸収目標の達成は困難と見込まれている。 このため、森林吸収源対策を着実に推進するためには、一般財源はもとより、必要な税制上の措置等、安定的な財源を確保し、森林の整備・保全等に活用することが必要。	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	創設要望
	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	—
	前回要望時の達成目標	森林の整備・保全等による吸収量1,300万炭素トンの確保
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	創設要望

これまでの
要望経緯

環境税については、森林吸収源対策推進のための財源確保の観点から、平成17年度税制改正要望以降、これまで5年にわたって要望してきたところである。

平成21年度の税制改正に関する答申（政府税制調査会）においては、所得・消費・資産にわたる各税目の改革の方向性について、「環境税を含む低炭素化の促進に資する税制のあり方」などの課題等も踏まえながら、さらに議論を深めることとされている。